

令和6年2月21日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）包括的性教育について

保護者の理解を得ながら、包括的性教育を導入すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

また、教職員も包括的性教育について学ぶ必要があることから、教職員向けのガイドラインの作成や、専門性を身に付けるための学びの場の創出などに取り組むべきと考えるが、併せて、教育長の所見を伺う。

（答）

ユネスコなどが発表した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に記載されておりますとおり、子供が安全で有意義な充実した人生を送るために、包括的セクシュアリティ教育が重要な役割を担っていると認識しております。

学校におきましては、国の学習指導要領などに基づき、性に関する指導につきまして、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるよう、体育科、保健体育科や特別活動を始め、学校の教育活動全体を通じて実施しているところでございます。

また、教育委員会におきましては、県立学校に対して、生徒がセクシュアリティに関して理解を深め、一人一人が自分らしく生きていくことができるよう、助産師やLGBTQの当事者などを講師とした講演会の実施について支援するとともに、国の「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」の推進に取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、引き続き、学校におきまして、国が示した保健教育の手引きや「生命（いのち）の安全教育」の指導の手引きなどを参考にしながら、保健主事研修など、様々な研修の機会を設定するとともに、性に関する指導が、児童生徒の発達段階を踏まえ、計画的に実施されるよう努めてまいります。